

国民健康保険加入者の皆さまへ

7月は国民健康保険証の更新時期です

現在お持ちの国民健康保険証は7月31日(金)が有効期限です。

8月1日(土)から使える新しい保険証は、7月31日(金)までに世帯主様あてで郵便受箱に配達する特定記録郵便で郵送します。

お手元に届きましたら記載内容と、国民健康保険に加入している方全員の保険証があるか確認をお願いします。

古い保険証は、細かく裁断するなど、確実に破棄して下さい。



お手元に届きましたら、紛失等に十分注意し、大切に保管しましょう。

限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証は、令和6年8月1日から新しいものとなります。

これらの認定証の色は変更ありません。発行される認定証はすべて有効期限が令和7年7月31日までのものとなり、保険証とは別に交付します。

所得区分Ⅱの限度額適用・標準負担額認定証をお持ちの方へ

過去12カ月の入院日数が90日以上

1食230円

減額申請

過去12カ月の入院日数が91日以上

1食180円

※申請日以降の食事代に限ります。

提出するもの

◎申請書 ◎入院証明書など

所得区分Ⅱに該当し、過去12カ月で通算90日以上入院があった場合、食事代の減額対象になることがあります。

限度額適用・標準負担額減額認定証が

8月1日より更新されます

町民課からのお知らせ

町民課国保年金係 ☎ 055-272-1105

後期高齢者医療制度に加入の皆さま

新しい保険証を7月中にお送りします

現在お持ちの保険証は7月31日が有効期限です

後期高齢者医療制度（75歳以上全員と所定障害の65歳以上含む）に加入している方がお持ちの保険証は、7月31日が有効期限となっているため、今月中に新しい保険証（さくら色）をお送りします。

郵送の方法は、配達状況を記録し、受取人様の郵便受箱に配達する特定記録郵便です。

受け取ったら、自分のものに間違いのないかよく確認し、お手元に届いた日から必要に応じてお使い下さい。

古い保険証は、8月以降使えません。大切な個人情報記載されていますので、各自で細かく裁断するなど、確実に破棄して下さい。

今年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました

加入者の皆さんに保険料決定通知書をお送りします

今年度の保険料額が決定しました（詳細は、下の「後期高齢者医療保険料が改定されます」をご覧ください）。

加入者の保険料額は、昨年中の所得が確定するこの時期に決定し、保険料決定通知書などをお送りしています。

保険料が年金から天引きされる方以外で、口座振替を申請されていない方は納付書が届きます。各納期限内に金融機関窓口で納付をお願いします。

また、納め忘れないよう、口座振替をご検討下さい。

令和6・7年度分の

後期高齢者医療保険料が改定されます

保険料は2年に1回見直されます

後期高齢者医療制度では、医療費等の自己負担額を除く費用（医療給付費）を、公費が5割、現役世代（0～74歳）が約4割を負担し、残りの約1割を後期高齢者医療保険料で賄っています。

後期高齢者医療制度では、保険料率を2年に1回見直すことになっており、今回の改定では、国の制度改正による「出産育児支援金の導入」、「後期高齢者負担率の増加」や「団塊の世代の加入による被保険者数の増加」、「被保険者1人に係る医療給付費の大幅な増加」を背景に、令和6・7年度の保険料を改定しました。

令和6年度後期高齢者医療保険料（改定前・改定後）

改定前（令和4・5年度）		
保険料率	均等割額※1	40,980円
	所得割率※2	8.30%
保険料の賦課限度額（上限額）※3		660,000円

改定後（令和6・7年度）		
保険料率	均等割額	50,770円
	所得割率	11.11%
保険料の賦課限度額（上限額）		800,000円

※1 均等割額は、世帯の所得水準に合わせて軽減されます。詳細は、被保険者証同封のパンフレットをご覧ください。

※2 制度改正に伴う負担増が生じぬよう、令和6年度に限り、年金収入等153～211万円相当の方の所得割率は、10.20%となります。

※3 令和6年度：73万円 令和7年度：80万円

国民年金の納付が困難な方へ 国民年金の免除申請 7月スタート

国民年金免除・納付猶予申請 免除猶予期間は翌年6月まで

下記の①～②に該当する方は、早めの手続きをお願いします。

- ①所得の減少等の理由により保険料の免除を新たに希望する方
- ②昨年度（令和5年7月～令和6年6月）の免除申請が承認された方で、一部免除の方、退職等の特例により免除の承認を受けている方、免除の継続を希望されなかった方

※免除申請も保険料の納付もしていない場合は、**保険料未納期間**となります。

未納のままにしておくと、将来の年金だけでなく、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。免除を希望される方は早めの手続きをお願いします。

申請は町民課、年金事務所窓口で行うことができます。

郵送申請も可能（日本年金機構ホームページから申請書をダウンロード）

☎ ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 ☎ 町民課国保年金係 ☎ 055-272-1105

☎ 年金事務所 ☎ 055-278-1104

地域密着型 買取専門店／

おたからや 市川三郷店

2023年 11月10日 グランド
オープン

貴金属・ジュエリー

金・銀・プラチナ
金貨 インゴット
ダイヤモンド
ルビー・サファイア
エメラルドなど

ブランドバッグ ブランド時計

ヴィトン エルメス
シャネル セリーヌ
ロレックス オメガ
パテックフィリップ
オーデマピゲなど

骨董品

掛け軸 カメラ
香木 ブランド食器
ライター ジャンク時計
古銭 テレカなど

ご挨拶

身の回りにあるもので、使わなくなった金・貴金属やデザインの古くなったブランド品など、処分されようとしていた物が、本当は価値のある物だったりします。眠っているお宝がありませんか？『これ売れるかな？』と思ったら是非おたからや市川三郷店にお問い合わせ下さい！



店長
井戸 順子



おたからや市川三郷店

所在地 / 山梨県西八代郡
市川三郷町市川大門1384-1
定休日 / 水曜日

営業時間	月	火	水	木	金	土	日
10:00~18:00	●	●	/	●	●	●	●

電話番号 / 0552-25-3032

山梨県公安委員会
471042022046号



有料広告



ふるさとキャリア教育

みさと学



『みさと学』とは、市川三郷町の小中学校で過ごす9年間を通して、地域社会と連携しながら、ふるさとに愛着と誇りを持ち、夢と希望を胸に未来を切り拓く子どもたちを育成する教育です。

町教育委員会 055(272)6093

『みさと学』は
ふるさとを知ること
から始まります！

児童・生徒が、地域の人たちの交流やさまざまな体験活動を通して、ふるさとを知り、自らをみつめ、自らの生き方を考える学習を令和3年度から行っています。ふるさとを愛する気持ちは、ふるさとを知ることから始まります。

地域の皆さまのご理解とご協力をお願いします

ふるさとに愛着と誇りを持ち、

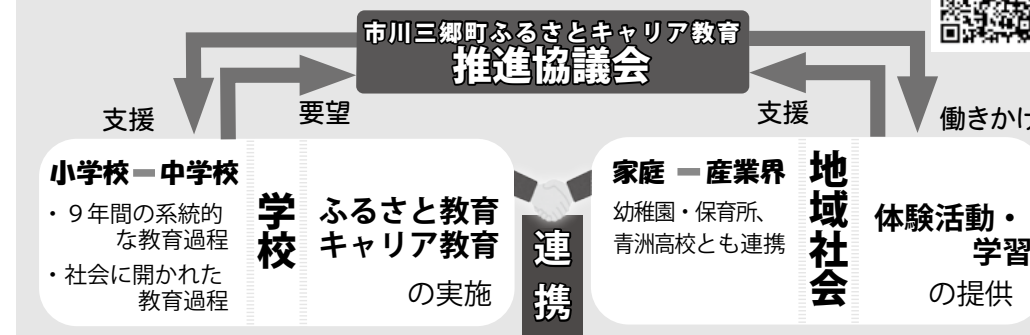
夢と希望を胸に未来を切り拓く

児童・生徒の育成を目指します

渡井渡教育長

みさと学イメージ

この図はみさと学体系図の抜粋です。
詳細な体系図はQRコードからご覧いただけます。



▲大塚にんじん収穫体験



▲職場体験

地域探検

小学校では、地域を知る学習を行っています。例えば、農産物の栽培・収穫、紙漉きなどの体験学習、歴史遺産やお店、公共施設などの施設見学を行っています。地域に対する興味関心をもち、地域に愛着を感じるような学習になっています。

職場体験

中学校では、「働くということはどういうことか」をテーマに、町内事業所や保育園、図書館などを訪れる職場体験学習を行っています。働く人々の熱意に触れ、地域のよさと、自分の生き方を考える充実した学習になっています。